

被害者通知の義務化！ 黙っていることはできません！

改正個人情報保護法をご存じですか？

2022年4月施行の改正個人情報保護法（注）により、事業者の責務が厳格化！

（注）以下参考URL（政府個人情報保護委員会サイト）

<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/kaiseihogohou/>

報告・通知の義務化

不正アクセスなど一定の条件（注）に該当する個人データの漏えいについては、政府個人情報保護委員会等への報告および被害者本人への通知が義務化（ペナルティあり）！

（注）個人情報保護委員会規則で定められるもので、具体的には、次のいずれかに該当するものをいいます。①要配慮個人情報の漏えい、②財産的被害が生じるおそれのある漏えい、③不正の目的をもって行われたおそれがある漏えい（不正アクセスや従業員の持出し等による漏えい）、④一定数（1,000人）を超える大規模漏えい

原因、被害範囲等を調査し、再発防止策等も含めて
報告しなければ！！

被害者全員に通知しなければ！！

いったい費用はどれくらいかかるのだろう？！



ペナルティ

法人に対する罰金の上限額が50万円から1億円に！

事故対応には、お金がかかります！

事故対応は被害者への
詫び状送付に留まりません！

【想定事故・サイバー攻撃により5,000件の顧客の個人情報が漏えい】

■ 事故原因・被害範囲調査費用

PC1台100万円～、サーバ1台200万円～ 複数台だと高額に！ 約250万円



■ 顧客・メディア対応のための コンサルティング費用

約50万円

■ コールセンター設置費用（1か月）

約600万円

■ 詫び状作成送付費用

約60万円

■ 見舞金・見舞品購入費用

約315万円

■ 損害額合計
約1,275万円！

そのリスクには、
サイバーセキュリティ保険
で備えましょう！

詳しくは裏面をご覧ください。

防御困難なサイバー攻撃…。防げないことを前提として、「事後対策（事故対応）」を検討しなければなりません。

サイバーセキュリティ保険 が、事後対策をサポートします！

■サイバー攻撃を受けた場合、各種対応が必要になり、そのために多額の費用が発生します！



収束



また、損害賠償請求や、ネットワークの停止による営業の休止により、さらなる損失拡大につながる可能性も。

■次の損害（各種対応のための費用、損害賠償金、ネットワーク停止時の利益損失）を補償します！

費用損害

対象となる事由

- ワイドプラン**
 - ①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ②コンピュータシステムの所有・使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の阻害、他人の電子情報の消失等
 - ③サイバー攻撃に起因する対人・対物事故
 - ④サイバー攻撃 ※記名被保険者のコンピュータシステムに対するサイバー攻撃
- ベーシックプラン**

サイバー攻撃調査費用

ワイドプランについては、記名被保険者のコンピュータシステムに対するサイバー攻撃のおそれが発生した場合、公的機関やセキュリティ運用管理委託会社から指摘があったときに限り、サイバー攻撃の有無を判断することを目的とした調査費用も補償します！

対象となる損害

ワイドプラン	ベーシックプラン
事故対応費用	事故原因・被害範囲調査費用
法律相談費用	コンサルティング費用
クレジット情報モニタリング費用	公的調査対応費用
被害拡大防止費用	再発防止費用
	広告宣伝活動費用
	見舞金・見舞品購入費用
	コンピュータシステム等復旧費用
	サイバー攻撃調査費用

賠償損害

対象となる事由

- ワイドプラン**
 - ①他人の情報の漏えいまたはそのおそれ
 - ②コンピュータシステムの所有・使用もしくは管理または電子情報の提供に伴う、他人の業務の阻害、他人の電子情報の消失等
 - ③サイバー攻撃に起因する対人・対物事故
- ベーシックプラン**

国外訴訟

ワイドプランについては、日本国外でなされた損害賠償請求も補償します！

対象となる損害

ワイドプラン	ベーシックプラン	共通
法律上の損害賠償金	争訟費用	
権利保全行使費用	訴訟対応費用	

利益損害（オプション）

対象となる事由

不測かつ突発的な事由に起因する、ネットワーク構成機器等の機能の停止

対象となる損害

- 被保険者が日本国内において行う営業が休止または阻害されたために生じた利益損失（喪失利益および収益減少防止費用）
- 日本国内において生じた営業継続費用

※ワイドプランで補償される、「被害拡大防止費用」「再発防止費用」は90%、「サイバー攻撃調査費用」は80%の縮小支払割合が設定されます。

- このチラシは概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「サイバーセキュリティ保険パンフレット」および「重要事項のご説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をあわせてご覧ください。詳しくは「普通保険約款・特約集」をご用意していますので、代理店・扱者または当社までご請求ください。ご不明な点につきましては、代理店・扱者または当社にお問合わせください。
- 「サイバーセキュリティ保険」は「サイバーセキュリティ特約セット包括職業賠償責任保険」のペットネームです。
- 契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
TEL:03-5424-0101(大代表)
https://www.aioinissaydowa.co.jp/

(211221) (2021年12月承認) GB21C010831 (RS65)